

# 船橋市地方卸売市場関連事業者の募集に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、船橋市地方卸売市場業務条例(令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。)及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則(令和2年船橋市規則第86号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、関連事業者の募集について、必要な事項を定める。

(募集)

**第2条** 関連空店舗へ出店を希望し、関連事業者の許可を受けようとする者(以下「許可希望者」という。)の募集は、原則公募によるものとする。

(応募の資格要件等)

**第3条** 許可希望者は、条例第33条第3項及び第4項の許可の条件及び船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱第16条に規定する資格要件を満たしている者とする。

(募集の方法)

**第4条** 許可希望者の募集は、次に掲げる事項を「広報ふなばし」等に掲載し、市場の掲示板に掲示して行うものとする。

- (1) 市場の名称及び住所
- (2) 募集する業種及び数
- (3) 募集の数
- (4) 募集の期間
- (5) 問い合わせ先その他必要事項

(選考会議等)

**第5条** 許可希望者の選考にあたっては、船橋市地方卸売市場関連事業者許可希望者選考会議(以下「選考会議」という。)を開催する。

2 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 許可希望者の選考に関する事項。
- (2) 許可希望者の許可の条件及び資格要件に関する事項。

3 選考会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長を市場長、副議長を総務課長とし、委員には総務課長補佐、業務・管理係長、経理・計画係長、施設係長とする。
- (2) 選考会議は、議長が招集し、議事を整理する。
- (3) 議長に事故があるときは、副議長がこれを代理する。

4 選考会議は、必要があると認めるときは、関連商業組合の意見を聴き、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 選考結果は、選考会議が実施された日から25日以内に申請者に通知するものとする。

**附 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。